

# 災害救助事務取扱要領 (抜粋)

令和2年5月

内閣府政策統括官（防災担当）

#### (4) 費用の支弁及び国庫負担

##### ア 費用の支弁

救助に要する費用は、救助が行われた地の都道府県が支弁する。

なお、都道府県知事が法第 13 条の規定により救助の実施に関する事務の一部を市町村長に委任した場合又は急な支払いを必要とするため都道府県知事が救助に要する費用を支出する暇がない場合等においては、都道府県知事は救助を必要とする者の所在地の市町村に、救助の実施に要する費用を一時繰替支弁させることができる。

##### イ 費用の求償

都道府県は、他の都道府県の地域において行われた救助について応援を行った場合、都道府県知事相互の協議による応援、また、法第 14 条の規定による内閣総理大臣の指示による応援であるかを問わず、その応援のため支弁した費用については救助が行われた地の都道府県に対して求償することができる。

##### ウ 国庫負担

ア及びイにより救助に要する費用が 100 万円以上（法第 21 条第 1 項及び令第 19 条）となる場合、その額の都道府県の普通税収入見込額の割合に応じ、次の区分により負担する。

|                                     |        |
|-------------------------------------|--------|
| (ア) 普通税収入見込額の 2/100 以下の部分           | 50/100 |
| (イ) 普通税収入見込額の 2/100 をこえ 4/100 以下の部分 | 80/100 |
| (ウ) 普通税収入見込額の 4/100 をこえる部分          | 90/100 |

## 第4 救助の程度、方法及び期間に関する事項

救助の程度、方法及び期間については、応急救助に必要な範囲内において、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ、都道府県知事がこれを定めることとされており、一般的には次により取り扱うこととしているが、この取扱いはいくまでも原則的な考え方であり、硬直的な運用に陥らないように留意すること。

通常、この内閣総理大臣が定める基準を一般基準と言い、一般基準によっては救助の適切な実施が困難な場合に、都道府県知事が内閣総理大臣に協議し、その同意の上に定める基準を特別基準と言っている。

災害は、その規模、態様、発生地域等により、その対応も大きく異なるので、実際の運用に当たっては、内閣府と連絡調整を図り、必要に応じて内閣総理大臣に協議し、特別基準を設定するなど、救助の万全を期する観点から、柔軟に対応する必要があるものである。

### 1 避難所の設置

#### (1) 趣旨

- ア 災害が発生したときには、あらかじめ指定した指定避難所の被災状況、周辺の火災からなどの延焼の可能性、その他の二次災害の可能性、危険物の有無などの安全面を直ちに確認の上、法による避難所を設置すること。
- イ あらかじめ指定した指定避難所だけでは不足した場合は、次の点に留意して、必要な避難所の確保を図ること。
  - (ア) 法による避難所は、原則として、指定避難所を利用し、指定避難所だけでは受入施設が量的に不足する場合に公共施設等を利用すること。
  - (イ) これら適当な建物を得難い場合は、その他の既存の建物を利用して差し支えない。  
ただし、民営の旅館又はホテル等を借り上げて避難所を設置する場合は、緊急やむを得ない切迫した事情にある場合を除き、内閣府と連絡調整を図り実施すること。
  - (ウ) 既存の建物を利用する場合、耐震、耐火、鉄筋構造の建物を優先すること。  
また、できる限り生活面での物理的障壁の除去（バリアフリー化）された施設を利用することが望ましいが、物理的障壁の除去（バリアフリー化）がされていない施設を利用する場合で長期化が予想されるときには、高齢者・障害者等が利用しやすいよう、障害者用トイレ、スロープ等の仮設に配慮すること。
  - (エ) 既存の建物を得られないときには、野外に応急仮設建築物、テント、個々に移動や設置が可能な、いわゆるトレーラーハウスその他のものといった多様なタイプのものを設置あるいは設営して実施して差し支えない。
- ウ 法による避難所の設置に当たっては、円滑な救助を実施するため、救助活動の拠点となる施設又は土地の確保にも配慮して設置すること。
- エ 市町村が法による避難所を設置した場合、国や都道府県が円滑に支援を行えるよう、避難所開設の日時及び場所、設置数及び避難人員、並びに開設見込み期間等を、ただちに電話又はファクシミリ等により都道府県に連絡（事後において文書により連絡）すること。  
都道府県は、市町村から連絡を受けたら、遅滞なく内閣府に報告すること。  
(注) 通常は通知による委任を受けて避難所を設置した場合を想定しているが、通知による委

## 新潟県中越地震時における協定書

新潟県（以下「甲」という。）と新潟県〇〇組合（以下「乙」という。）とは、平成16年度新潟県中越地震における高齢者等の災害要援護者に対する支援事業の実施について、旅館、ホテル等を災害救助法に基づく避難場所（以下「協力宿泊施設」という。）として活用するため、次の条項により協定を締結する。

### （事業の協力）

第1条 乙は、この協定に基づく利用者に対して、甲の災害要援護者に対する支援の意義を理解し、その実施に協力するものとする。

### （宿泊利用の申し込み）

第2条 乙への利用の申し込みは、甲から協力宿泊施設の割振りを受けた市町村が乙の定める方法により行うものとする。

### （事業の実施期間）

第3条 仮設住宅の整備が完了するまでの当面の間とする。

### （借り上げ料等）

第4条 借り上げ料はつぎのとおりとする。

- (1) 1泊3食に必要な食事及び室料等の1人あたりの借り上げ料は〇円程度とする。
- (2) 1泊に必要な室料の1人あたりの借り上げ料は〇円程度とする。

### （取消料）

第5条 乙は、申し込み後に取り消しがあった場合であっても、甲に対して取り消し料は請求しないものとする。

### （送迎）

第6条 原則として、乙は、避難所と協力宿泊施設との間における対象者の輸送手段を確保するものとする。

### （借り上げ費用の支払い方法）

第7条 乙は、甲に対して、協力宿泊施設において発生した費用をとりまとめの上、利用者の名簿を添付し、請求するものとする。

2 甲は、乙からの支払いの請求があったときは、速やかに乙の指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

### （その他）

第8条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

平成16年10月 日

甲

乙